

《 公 示 用 》

令 和 7 年 度

設 計 書

(業務名) 公園資材価格調査業務

建設局みどりの推進部みどりの推進課

(業務名) 公園資材価格調査業務

業 務 委 託 費 _____ 円

[一 金 内 訳] 業 務 価 格 _____ 円

消費税等相当額 _____ 円

【業 務 説 明】

1 調査の目的

本調査は、社会資本整備総合交付金事業等により実施する、公園造成・再整備工事等の資材単価等を策定するため、実勢取引価格調査を行うものである。

2 調査対象等

- (1) 調査資材の価格は、すべて現場着単価とする。
- (2) 調査依頼は、図面等の用意ができたものから複数回にわけて渡す。

3 提出成果品

- (1) 調査物件一覧表 各 2 部
- (2) 調査報告書 各 2 部
- (3) 打ち合わせ協議簿 各 2 部
- (4) 上記データ入り電子データ 各 2 部

4 履行期限

契約締結日 から 令和8年3月23日 まで。

5 仕様書

別添「仕様書」のとおり。

6 業務価格及び支払い

- (1)業務価格 本業務に関する価格は、各作業項目の単位当たりの価格を定め、算出する。
- (2)支払い 本業務の支払いは、実施した作業数量に、単位作業当たりの価格を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の額として、当該金額の10%を加算した金額(円未満は切り捨て)とする。なお、委託費内訳書に記載の数量は予定数量であり、記載の数量を保証するものではない。数量の増減については、都度、市担当者と協議すること。

公園資材価格調査業務 仕様書

第一章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、公園資材価格調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。
本業務の履行にあたっては、本仕様書によること。

第2条 履行確認・協議場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

第3条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月23日までとする。

第4条 協議、打合わせ

受注者は、適宜、発注者と連絡を取りながら業務を進めること。なお、打合せは業務着手及び完了時の各1回とし主任技術者が立ち会うこと。

第5条 主任技術者

業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名等必要な事項を通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

第6条 調査品目数

「(別表) 委託予定件数」を想定している。なお、本業務は臨時調査であるため、最終品目数については、市担当者と協議すること。

調査対象資材については、物価資料等刊行物への実勢価格掲載有無を確認し、掲載されている場合は速やかに発注者へ報告すること。

第二章 業務内容

第7条 目 的

本業務は、札幌市内及び近郊における資材実勢価格動向調査を行い、本市発注工事の積算に用いる設計単価決定の基礎資料とする。

第8条 資材実勢価格動向調査計画

本業務の調査計画にあたっては、下記の事項に留意すること。

- (1) 守秘すべき企業情報等の管理体制
- (2) 調査手法、調査実施体制
- (3) 調査価格の信頼性及び決定価格の妥当性を確保するための審査体制

第9条 作業内容

① 公園資材価格調査（材のみ）

1 調査の内容

調査する価格は、札幌市内及び近郊において、メーカー、商社、問屋、特約店と民間企業（工事業者等）等が取引している「大口価格」とする。なお、取り引き実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

2 大口価格

大口価格とは、メーカー又は流通業者が継続的取り引き関係にある建設業者及び資材加工業社等の大口需要者との間で取り引きされている、大口需要者渡し価格を言う。

3 取り引き数量

取り引き数量は、対象となる流通段階における大口需要者との継続的な取り引きにおいて、もっと

も一般的とみなされる取り引き数量を基準とする。

4 荷渡し条件

荷渡し条件は、条件を明示してある場合を除き、現場着単価とする。

ただし、対象資材によってこれによりがたい場合は、通常行われている商習慣にしたがって、工場渡しまたは問屋倉庫渡し等とすることができる。

5 決済条件

決済条件は、現金決済を条件とする。なお、2ヶ月後払いは現金決済と同様とする。

6 調査回数

調査回数は調査依頼時の1回とする。

7 調査対象業者の選定

調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定すること。

選定方法は、対象資材の販売高、または主な生産者との取引高、販売エリア等のデータをもとに選定する。なお、当該業務の受注者が、資本若しくは人事面において関連がある資材等のメーカーを当該業務の調査対象としないこと。

8 調査対象資材

調査対象資材は、別途、「調査依頼票」により指示する。単価は、札幌市内及び近郊とし、価格調査を実施すること。

9 調査方法

調査方法は、調査対象業者（生産者、商社）を訪問して行う「面接調査」を原則とし、適宜、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用する。

また、需要者側についても同様に調査し、取引価格の妥当性を確認すること。

10 調査価格決定

調査価格の決定は、調査時点において取引の実例（実勢価格）が最も多かった価格による。

なお、価格の決定においては、十分に審査を行った上で決定し、調査資料、調査記録、価格決定根拠資料の整理とりまとめを行うこと。

② 公園資材施工単価調査（材工共、施工費）

1 調査の内容

調査する価格は、札幌市内及び近郊において、元請と第一次下請専門工事業者が取引している価格とする。なお、取り引き実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

2 調査対象者

調査対象工種の工事实績を相当数有する、第一次下請専門工事業者及び元請の総合工事業者とする。

3 調査対象項目

調査対象項目は、別途、「調査依頼票」により指示する。単価は、札幌市内及び近郊とし、価格調査を実施すること。

4 調査方法

調査方法は、調査対象者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。

5 調査価格の決定

取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値による。

なお、価格の決定においては、十分審査を行った上で決定するものとし、調査資料、調査記録票、価格決定根拠資料の整理、とりまとめを行うこと。

第10条 価格決定プロセスの確認

受注者は、調査報告時、下記の資料を発注者へ提示し、価格決定プロセスの確認を受けなければならない。

1 価格決定説明書

- （1）調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
- （2）価格調査を行ったメーカー等の調査記録（資材品目、規格、調査価格等）
- （3）個々の調査価格の信頼性判定
- （4）価格決定根拠資料

2 受注者内部の審査状況

- （1）内部の審査結果
- （2）内部審査資料

3 その他発注者の指示する資料

第三章 成果品

第11条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、詳細については発注者の指示による。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| （1）調査物件一覧表（札幌市近郊一円単価として報告する。） | 2部 |
| （2）調査報告書 | 2部 |
| （3）打合せ記録簿（打ち合わせ回数は公示用図書（内訳書）による。） | 2部 |
| （4）上記データ入りCD-ROM | 2枚 |

納入場所は、札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課とする。

なお、成果品の書類等は、再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努めること。

第12条 支払金額

支払金額は、各項目の契約単価に実際に実施した各項目の件数を乗じた額とする。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第四章 雑 則

第13条 再委託

本業務において「主たる業務」の再委託をしてはならない。

「主たる業務」は以下のとおり。

調査計画の策定、面接調査、書面調査、審査、調査価格の決定、報告書作成

第14条 環境負荷の低減

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- （1）電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- （2）ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- （3）両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- （4）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングスト

ップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

(6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

第 15 条 著作権の譲渡等

(1) 受託者は、成果品が著作権法に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(3) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(4) 受託者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

(別表) 委託予定件数

項目	委託予定件数	備考
公園資材価格調査（材のみ）	90 件	
公園資材施工単価調査（材工共、施工費）	5 件	
打合せ	2 回	

公園資材価格調査業務

内訳書

一金 _____ 円也

一金 _____ 円也

内 訳

名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園資材価格調査	材のみ	件	90			
公園資材施工単価調査	材工共、施工費	件	5			
打 合 せ		回	2			
直接人件費計						
印刷・通信費		式	1			
旅費交通費		式	1			
直接経費計						
その他原価		式	1			
業務原価						
一般管理費等		式	1			
業務価格						
消費税相当額		式	1			
業務委託費						